

公民館施設の再開に向けたガイドライン等 【最終】

1 施設再開日

令和2年(2020年)5月21日(木) (児童館(室)のみ 6月2日(火))

2 再開に当たっての基本方針

- 本市独自のリスクレベルが「2 警戒」である。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、次の感染防止対策が講じられていることを条件(必須)とする。

3 感染防止対策

(1) 共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、(換気扇を回し)2方向で換気を行う。(冷暖房使用時含む)
- ・換気ができない部屋を使用しない。(換気ができない状態になる活動含)(窓が無いなど密閉した部屋、大きな音による苦情がともなう部屋等)

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人の間隔(2mを目安)を十分に確保する。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室(利用)人数や在室(利用)時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・健康チェックシート(連絡先含)による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。(1か月保管。個人情報の取扱い注意)
- ・マスク着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置または人と人の間隔(2mを目安)の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭(せいしき)消毒を実施。
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示

(2) 会議室等

○ 入室(利用)人数の制限

- ・人と人の間隔(2mを目安)を十分確保のうえ、長机等の配置により算出

- 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動及び調理（調理室使用不可）、会食（飲食）を伴う活動の制限
- 配席図の作成提出依頼

（3）談話スペース等

- 使用不可とする。

（4）図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ、次の対応を行う。（但しマスクについては着用の徹底）
 - ・開館時間の短縮：午前9時30分～午後3時30分
 - ・入室者数の制限：フロア面積（書架等除く）から4㎡/人で算出（職員除）
（滞在時間：30分以内となるよう協力依頼）
 - ・サービスの限定：貸出返却サービスのみとし、閲覧不可。（閲覧コーナー一時撤去）

（5）児童館（室）

- 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行い、6月2日（火）再開予定。

（6）テニスコートなどの屋外施設

- 利用者数・使用時間の制限。
- 大きな声の禁止。

4 準備・運用面

- 夜間も含めての再開
- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間終了10分前の退出及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。
- 区分間（延長・繰上げ）の使用の制限
- WEB予約停止（事前に感染防止対策について要説明）
- 今後の一般貸館団体への対応
 - ・5月末日まで予約取消をした団体へ要連絡。利用制限がなく、マスク着用、制限人数、健康チェックシート等、感染防止対策について承諾を得られれば再予約する。
 - ・6月以降の予約のうち、利用制限がある団体への取消の連絡（使用可の時に備えて予約は残しておく）は、1週間分を2週前の水曜日（対策本部会議）の午後以降に行う。（例）6月2日から7日までの連絡 ⇒ 5月20日（今回は21日）
 - ・新規受付は、取消連絡期間中であれば上記内容について承諾を得たうえで、それ以降であれば、使用できない場合もあることを伝えたくて受け付ける。
- 月初日の貸館受付：原則、来館を不要とする方法（主に電話受付）とし、可能な館から実施していく。

★ 自主講座開講の可否について、各館にて自主講座自治会（組織されている館）とも協議したうえで、開講を決定した館については、開講に向け準備を進める。

公民館施設の再開に向けたガイドライン等の考え方

- ・本ガイドラインは、本市独自のリスクレベルが2となったのを受け、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準及び政策企画課作成 感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへの追記（緩めるものではない）することは可能である。
- ・本市の感染症防止対策チェックリストが変更された場合は、必要に応じて修正するものである。
- ・感染防止対策が講じられていることを条件に、公民館施設を利用できるというもの。
- ・再開するというのは、休館・利用休止を解除するというもの。（夜間も同様）
- ・密閉空間を避けるとは、常に換気が行われているというもの。
（県感染症対策本部確認済）
（定期的に換気すればいいというものではない。ドアや窓の開け具合は問わない。）
- ・三つの密を避けられない（対面となる・間隔がとれない等）活動及び大きな音が出るため換気ができない状態になる活動（音楽使用・楽器演奏等）は使用不可というもの。
（例）囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け、BGM 使用踊り、ハーモニカ、オカリナ、三味線、大正琴 … 等々
- ・大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動及び調理、会食（飲食）を伴う活動については、感染防止対策を講じても使用不可というもの。
（例）詩吟、合唱、カラオケ、ダンス、体操、卓球、料理、茶道 … 等々
- ・飲食を伴う活動はマスクを外す必要がある。調理室については、調理のみで持ち帰ることを利用条件として付すことは、食中毒のリスクもあり、食中毒等健康被害が発生したとき、市（館）の責任が問われることも想定されるため、不可とするもの。
- ・発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限をするために、健康チェックシート（セルフチェック）を用いるというもの。本シートは、必ず使用前に（代表等がまとめて）提出してもらうもので、一つでも該当する方は利用できないというもの。また、このシートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用されるものであるというもの。
- ・談話スペース、展望台等については、公民館施設利用の条件の1つである、健康チェックシートの管理が行き届かないため、使用を不可とするもの。

- ・ 図書室の運用については、主に図書館本館の対応に準じるというもの。
- ・ 児童館（室）の運用については、主に子ども支援課の対応に準じるというもの。
- ・ 使用時間終了10分前の退出について承諾を得るとは、使用時間は片付け等に要する時間を含むものとする事から、使用後の消毒もそれに該当するというもの。（但し、職員で行う。）
- ・ 会議室等使用後の消毒時間確保（使用部屋数や職員数により影響することから）、及在室（利用）時間の制限等の理由から、延長及び繰上げ等、区分間の使用を不可とするもの。
- ・ （ドアや窓の開け具合は問わないが開けているため）効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば、使用料が発生するというもの。
- ・ 6月以降の月初日の貸館受付
6月以降の月初日の受付を「全館 来館を不要とする方法（主に電話受付）に統一すること（案）」について、各館から意見を求めたところ、電話受付は困難という館以外、特段異論はなかったため、今後はコロナ収束後も含め「来館を不要とする方法」（主に電話受付）を原則とし、可能な館から行うようにするもの。（管理運営のマニュアル等修正が必要）

★ 自主講座の取扱い（懸案事項）

- ◎ 開講について
 - ・ 自主講座自治会長や公民館職員等より、講座生は高齢者が多い、命をかけてまでの講座なのか、講座内容が中途半端となる等の理由で、「今年度は開講しない（そもそも自主講座を開講すべきなのか）」という意見がある。
 - ・ 「今年度、自主講座を開催しない」方向で検討中。自主講座自治会役員も同意見との事である。（東部・花園・龍田）
 - ・ 昨年度の時点で自主講座生の募集を終え、すぐにでも開講できる状態である。（河内）
- ◎ 開講の可否について、各館にて自主講座自治会（組織されている館）とも協議したうえで、開講を決定した館については、開講に向け準備を進めるものである。

公民館施設の再開に向けたガイドライン等 【5.27改訂】

1 施設再開日

令和2年(2020年)5月21日(木) (児童館(室)のみ 6月2日(火))

2 再開に当たっての基本方針

- 本市独自のリスクレベルが「2 警戒(縮小傾向)」以下である。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、次の感染防止対策が講じられていることを条件(必須)とする。

3 感染防止対策

(1) 共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、(換気扇を回し)2方向で換気を行う。(冷暖房使用時含む)
- ・換気ができない部屋を使用しない。(換気ができない状態になる活動含)(窓が無いなど密閉した部屋等)

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人の間隔(2mを目安)を十分に確保する。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室(利用)人数や在室(利用)時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・健康チェックシート(連絡先含)による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。(1か月保管。個人情報の取扱い注意)
- ・マスク着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置または人と人の間隔(2mを目安)の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭(せいしき)消毒を実施。
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示

(2) 会議室等

○ 入室(利用)人数の制限

- ・人と人の間隔(2mを目安)を十分確保のうえ、長机等の配置により算出

- 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動及び調理（調理室使用不可）、会食（飲食）を伴う活動の制限
- 配席図の作成提出依頼

(3) 談話スペース等

- 使用不可とする。

(4) 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ、次の対応を行う。(但しマスクについては着用の徹底)
 - ・ 開館時間の短縮：午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
6 月 2 日（火）より、午前 9 時 30 分～午後 5 時 に変更。
 - ・ 入室者数の制限：フロア面積（書架等除く）から 4 m²/人で算出（職員除）
（滞在時間：30 分以内となるよう協力依頼）
 - ・ サービスの限定：貸出返却サービスのみとし、閲覧不可。(閲覧コーナー一時撤去)

(5) 児童館（室）

- 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行い、6 月 2 日（火）再開予定。

(6) テニスコートなどの屋外施設

- 利用者数・使用時間の制限。
- 大きな声の禁止。

4 準備・運用面

- 夜間も含めての再開
- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間終了 10 分前の退出及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。
- 区分間（延長・繰上げ）の使用の制限
- WEB 予約停止（事前に感染防止対策について要説明）
- 今後の一般貸館団体への対応
 - ・ 5 月末日まで予約取消をした団体へ要連絡。利用制限がなく、マスク着用、制限人数、健康チェックシート等、感染防止対策について承諾を得られれば再予約する。
 - ・ 6 月以降の予約のうち、利用制限がある団体への取消の連絡（使用可の時に備えて予約は残しておく）は、1 週間分を 2 週前の水曜日（対策本部会議）の午後以降に行う。(例) 6 月 9 日から 14 日までの連絡 ⇒ 5 月 27 日
 - ・ 新規受付は、取消連絡期間中であれば上記内容について承諾を得たうえで、それ以降であれば、使用できない場合もあることを伝えたくて受け付ける。
- 月初日の貸館受付：感染防止対策を踏まえて、原則、来館を不要とする方法（主に電話受付）とし、可能な館から実施していく。
- ★ 自主講座開講の可否について、各館にて自主講座自治会（組織されている館）とも協議したうえで、開講を決定した館については、開講に向け準備を進める。

公民館施設の再開に向けたガイドライン等の考え方

- ・本ガイドラインは、本市独自のリスクレベルが2となったのを受け、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準及び政策企画課作成 感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
今後、本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、内容の変更等があり得る。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへの追記（緩めるものではない）することは可能である。
- ・本市の感染症防止対策チェックリストが変更された場合は、必要に応じて修正するものである。
- ・感染防止対策が講じられていることを条件に、公民館施設を利用できるというもの。
- ・再開するというのは、休館・利用休止を解除するというもの。（夜間も同様）
- ・密閉空間を避けるとは、密閉状態を作らないよう十分注意したうえで、定期的に（参考：市役所庁舎は1時間に1回程度）換気が行われているというもの。
- ・三つの密を避けられない（対面となる・間隔がとれない等）活動、及び息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器は使用不可というもの。
（例）囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け、ハーモニカ、オカリナ、… 等々
- ・大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動及び調理、会食（飲食）を伴う活動については、感染防止対策を講じても使用不可というもの。
（例）詩吟、合唱、カラオケ、ダンス、体操、卓球、料理、茶道 … 等々
- ・飲食を伴う活動はマスクを外す必要がある。調理室については、調理のみで持ち帰ることを利用条件として付すことは、食中毒のリスクもあり、食中毒等健康被害が発生したとき、市（館）の責任が問われることも想定されるため、不可とするもの。
- ・発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限をするために、健康チェックシート（セルフチェック）を用いるというもの。本シートは、必ず使用前に（代表等がまとめて）提出してもらうもので、一つでも該当する方は利用できないというもの。また、このシートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用されるものであるというもの。
- ・談話スペース、展望台等については、公民館施設利用の条件の一つである、健康チェ

ックシートの管理が行き届かないため、使用を不可とするもの。

- ・ 図書室の運用については、主に図書館本館の対応に準じるというもの。
- ・ 児童館（室）の運用については、主に子ども支援課の対応に準じるというもの。
- ・ 使用時間終了10分前の退出について承諾を得るとは、使用時間は片付け等に要する時間を含むものとする事から、使用後の消毒もそれに該当するというもの。（但し、職員で行う。）
- ・ 会議室等使用後の消毒時間確保（使用部屋数や職員数により影響することから）、及び在室（利用）時間の制限等の理由から、延長及び繰上げ等、区分間の使用を不可とするもの。
- ・（定期的な換気のため）効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば、使用料が発生するというもの。
- ・ 月初日の貸館受付
感染防止対策を徹底することを踏まえ、来館不要の受付方法（主に電話受付）が可能な館から行うようにするもの。

★ 自主講座の取扱い（懸案事項）

- ◎ 開講について
 - ・ 自主講座自治会長や公民館職員等より、講座生は高齢者が多い、命をかけてまでの講座なのか、講座内容が中途半端となる等の理由で、「今年度は開講しない（そもそも自主講座を開講すべきなのか）」という意見がある。
 - ・ 「今年度、自主講座を開催しない」方向で検討中。自主講座自治会役員も同意見との事である。（東部・花園・龍田）
 - ・ 「今年度、自主講座を開講する」ことを決定。自主講座自治会と協議済み。（河内）
- ◎ 開講の可否について、各館にて自主講座自治会（組織されている館）とも協議したうえで、開講を決定した館については、開講に向け準備を進めるものである。

公民館施設の再開に向けたガイドライン等

令和2年5月21日

一部改訂 令和2年5月27日

一部改訂 令和2年7月10日

1 施設再開日

令和2年（2020年）5月21日（木）（児童館（室）のみ 6月2日（火））

2 再開に当たっての基本方針

- 本市独自のリスクレベルが「2 警戒（縮小傾向）」以下である。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、以下の感染防止対策が講じられていることを条件（必須）とする。

3 ガイドライン作成の考え方

- ・本ガイドラインは、本市独自のリスクレベルが2となったのを受け、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準及び政策企画課作成 感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。
- ・5月27日、リスクレベル1（注意）になったことにより、換気の緩和（「常に」から「定期的に」変更）にともない、利用可能な活動を追記したものである。
- ・7月10日改訂については、6月26日、区長会議にて「現在利用を見合わせている活動については、感染予防対策を講じた上で利用を可能とする方針」の決定を受け、「厳しくなってもいいので感染予防に必要な条件（対策）を付けて、禁止ではなく緩和する方向で認めるように。」との指示のもと行われるものである。

4 感染防止対策

（1）共通

- ① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：市役所庁舎は1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人の間隔を原則2m少なくとも1m以上確保したうえで部屋の定員の50%以内とする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数や在室（利用）時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保（原則2 m 少なくとも1 m 以上、または2 m 以上）を行う。（活動終了後は利用者で元の配置に戻す。）
- ・健康チェックシート（連絡先含。必ず使用前に（代表等がまとめて）提出してもらう。一つでも該当する場合は利用できない。本シートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用される。）による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。（1 か月保管。個人情報取り扱い注意）
- ・マスク又はフェイスシールド着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。（換気の際、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。）
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置（利用者が行う。）又は人と人の間隔（2m 以上）の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭（せいしき）消毒を実施。
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示

（2）活動（講座）等

マスク着用を原則（息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合はフェイスシールド着用（利用者が準備する）で可）として、次の対策をとることを条件に認める。

① 三つの密を避けられない（対面となる・間隔がとれない等）活動

（例）囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。（消毒液は利用者が準備する。）
- ・2 方向以上での15 分毎の換気。
- ・人と人の間隔は2 m 以上。または、間にアクリル板・透明ビニールカーテン等を設置する。（利用者が準備する。）
- ・マスク着用。（利用者が準備する。）
- ・活動後、使用したコマ等については、利用者が消毒する。（消毒液は利用者が準備する。）

*対面しないまたは密着しないで行う旨の申し出があった場合は、「（1）共通」に準じた方策を実施する。（例）対面しない位置で行う囲碁等、エア社交ダンス（ステップ練習等）、一人着付け … 等

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器を使用する活動

（例）ハーモニカ、オカリナ … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。
- ・ フェイスシールド着用。(利用者が準備する。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。
- ・ 使用した辺りの床の清掃の徹底。(除菌シート等、利用者が準備し清掃する。)

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。(卓球はシングルスのみ)
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・ 入室(利用)人数の制限：調理台1台につき1人を基本とする。(例外の事例：親子調理教室など同居家族による利用の場合等)
- ・ 対面せず、一方向を向く。
- ・ 調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・ 他人の食材、調理器具、調理台には触らない。
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 試食時は2m以上間隔をとり対面しない。2方向以上での15分毎の換気を行う。試食は本人が調理したものとし、会話は控えるように協力依頼。
- ・ 料理の持ち帰りは禁止。

イ 茶道

- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 本人以外が器等触ることから、飲食行為不可。(本人しか触らないなら可)

*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

- 入室（利用）人数の制限等
「(1) 共通」に記載のとりの対策を行う。
- 配席図の作成提出依頼

② 談話スペース等

- マスク又はフェイスシールドを着用とし、人と人の間隔を原則2 m少なくとも1 m以上確保を前提に、10分以内の利用となるよう協力依頼。（食事不可）

③ 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。（但しマスクについては着用の徹底）
 - ・ 6月2日（火）より通常開館。
 - ・ 入室者数の制限：フロア面積（書架等除く）から4 m²/人で算出（職員除）
（滞在時間：30分以内となるよう協力依頼）
 - ・ サービスの限定：貸出返却サービスのみとし閲覧不可。（閲覧コーナー一時撤去）

④ 児童館（室）

- 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行い、6月2日（火）再開。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

- 利用者数・使用時間の制限。
- 大きな声の禁止。

5 準備・運用面

- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間終了10分前の退出及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。（使用時間は片付け等に要する時間を含むものとする）ことから、使用後の消毒（職員で行う）もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。）
- 区分間（延長・繰上げ）の使用の制限（会議室等使用後の消毒時間確保及び在室（利用）時間の制限等の理由から、延長及び繰上げ等、区分間の使用を不可とするもの。）
- WEB予約停止（事前に感染防止対策について要説明）
- 一般貸館団体への対応：予約を受ける際は、利用制限の内容を説明し、承諾を得たうえで、受け付ける。また、既に予約済みの団体については、新たな利用制限の内容を説明し、承諾を得る。
- 月初日の貸館受付：感染防止対策を踏まえて、原則、来館を不要とする方法（主に電話受付）とし、可能な館から実施していく。
- 自主講座開講：各館にて自主講座自治会（組織されている館）とも協議したうえで、開講を決定した館については、開講に向け準備を進める。

公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月21日

一部改訂 令和2年5月27日

一部改訂 令和2年7月10日

一部改訂 令和3年3月24日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：市役所庁舎は1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人の間隔を原則2m少なくとも1m以上確保したうえで部屋の定員の50%以内とする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数や在室（利用）時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保（原則2m少なくとも1m以上、または2m以上）を行う。（活動終了後は利用者で元の配置に戻す。）
- ・健康チェックシート（連絡先含。必ず使用前に（代表等がまとめて）提出してもらう。一つでも該当する場合は利用できない。本シートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用される。）による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。（3週間保管。個人情報取り扱い注意）

- ・マスク又はフェイスシールド（息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合に限る。ただし、人と人の間隔を保つことが前提。）着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。（換気の際など、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。）
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置（利用者が行う。）又は人と人の間隔（2m以上）の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭（せいしき）消毒を実施。
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示

（２）活動（講座）等

マスク着用を原則（息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合はフェイスシールド着用（利用者が準備する）で可。演奏や飲食などの活動時以外はマスク着用）として、次の対策をとることを条件に認める。

① 三つの密を避けられない（対面となる・間隔がとれない等）活動

（例）囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。（消毒液は利用者が準備する。）
- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は2m以上。または、間にアクリル板・透明ビニールカーテン等を設置する。（利用者が準備する。）
- ・マスク着用。（利用者が準備する。）
- ・活動後、使用したコマ等については、利用者が消毒する。（消毒液は利用者が準備する。）

*対面しないまたは密着しないで行う場合は、「（１）共通」に準じた方策を実施する。（例）対面しない位置で行う囲碁等、エア社交ダンス（ステップ練習等）、一人着付け … 等

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器を使用する活動

（例）ハーモニカ、オカリナ … 等

- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は2m以上。
- ・フェイスシールド着用。（利用者が準備する。）演奏時以外はマスク着用。
- ・対面せず、一方向を向く。
- ・使用した辺りの床の清掃の徹底。（除菌シート等、利用者が準備し清掃する。）

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

（例）詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。(卓球はシングルスのみ)
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・ 入室(利用)人数の制限：調理台1台につき2人以内を基本とする。(例外の事例：親子調理教室など同居家族による利用の場合等)
- ・ 人と人の間隔は原則2m少なくとも1m以上。
- ・ 調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・ 他人の食材、調理器具、調理台には触らない。
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 試食時は2m以上間隔をとり対面しない。2方向以上での15分毎の換気を行う。試食は本人が調理したものとし、会話は控えるように協力依頼。試食時以外はマスク着用。
- ・ 料理の持ち帰りは禁止。

イ 茶道

- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 本人以外が器等触ることから、飲食行為不可。(本人しか触らないなら可)

*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

- 入室(利用)人数の制限等
「(1)共通」に記載のと通りの対策を行う。
- 配席図の作成提出依頼

② 談話スペース等

- マスク又はフェイスシールドを着用とし、人と人の間隔を原則 2 m 少なくとも 1 m 以上確保を前提に、10 分以内の利用となるよう協力依頼。（食事不可）

③ 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。（但しマスクについては着用の徹底）
 - ・入室者数の制限：フロア面積（書架等除く）から 1 人/4 m²で算出（職員除）
 - ・短時間の利用促進：滞在時間 30 分以内の協力依頼。着席しての閲覧不可。

④ 児童館（室）

- 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行う。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

- 利用者数・使用時間の制限。
- 大きな声の禁止。

3 準備・運用面

- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間終了 10 分前の退出（利用者が消毒を行う場合を除く）及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。（使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、使用後の消毒（職員で行う）もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。）
- 区分間（延長・繰上げ）の使用の制限（会議室等使用後の消毒時間確保等の理由から、延長及び繰上げ等、区分間の使用を不可とするもの。）
- WEB 予約停止（事前に感染防止対策について要説明）
- 一般貸館団体への対応：予約を受ける際は、利用制限の内容を説明し、承諾を得たうえで、受け付ける。
- 月初日の貸館受付：感染防止対策を踏まえて、原則、来館を不要とする方法（主に電話受付）とし、可能な館から実施していく。

4 感染減少期における制限緩和の取り扱いについて

本市域において、継続して感染者が確認されない（概ね 10 日以上）等、リスクレベルが下がり感染リスクの低下も顕著であるため、制限緩和に支障がないと判断される場合には、公民館長会議で協議（書面協議含）のうえ次に示すとおり制限を緩和して（本ガイドラインを読み替えて）取り扱う。

なお、制限緩和後、本市域において、新規感染者が増え、リスクレベルが上がり、感染リスクの拡大も顕著であるため、利用制限を加えなければならぬと判断される場合には、公民館長会議で協議（書面協議含）のうえ、制限緩和の取り扱い前の本ガイドラインに則って取り扱う。

また、施設の使用停止となり、その後再開となった場合は、まずは制限緩和の取り扱い前の本ガイドラインに則って取り扱うようにする。

○ 大声での歓声・声援等がない前提での対人距離・収容人数上限

(現行) 人と人の間隔を原則 2 m 少なくとも 1 m 以上確保したうえで部屋の定員の 50% 以内とする。(2 (1) ① イ) 調理台 1 台につき 2 人以内を基本とする。
(2 (2) ⑤ ア)

(緩和) 密が発生しない(最低限人と人が接触しない)程度の間隔を確保したうえで部屋の定員の 100% 以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

○ 大声での歓声・声援等が想定される場合や人と人が対面する場所での対人距離

(現行) 人と人の間隔は 2 m 以上。(2 (2) ① ② ③ ④) 試食時は 2 m 以上間隔をとり対面しない。(2 (2) ⑤ ア) 人と人の間隔(2 m 以上)の十分な確保。
(2 (1) ②)

(緩和) 十分な人と人との間隔(1 m)を要することとする。(対策の範囲内で卓球ダブルスも可)

○ 厳しい制限での換気

(現行) 2 方向以上での 15 分毎の換気を行う。(2 (2) ① ② ③ ④ ⑤ ア)

(緩和) 2 方向で 30 分をめぐりに定期的に換気を行う。

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月21日

一部改訂 令和2年5月27日

一部改訂 令和2年7月10日

一部改訂 令和3年3月24日

一部改訂 令和3年12月8日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30m³の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人の間隔を原則2m少なくとも1m以上確保したうえで部屋の定員の50%以内とする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数や在室（利用）時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保（原則2m少なくとも1m以上、または2m以上）を行う。（活動終了後は利用者で元の配

置に戻す。)

- ・健康チェックシート（連絡先含。必ず使用前に（代表等がまとめて）提出してもらう。一つでも該当する場合は利用できない。本シートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用される。）による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。（3週間保管。個人情報取り扱い注意）
- ・マスク又はフェイスシールド（息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合に限る。ただし、人と人の間隔を保つことが前提。）着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。（換気の際など、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。）
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置（利用者が行う。）又は人と人の間隔（2m以上）の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭（せいしき）消毒を実施。
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示

（2）活動（講座）等

マスク着用を原則（息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合はフェイスシールド着用（利用者が準備する）で可。演奏や飲食などの活動時以外はマスク着用）として、次の対策をとることを条件に認める。

① 三つの密を避けられない（対面となる・間隔がとれない等）活動

（例）囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。（消毒液は利用者が準備する。）
- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・マスク着用。（利用者が準備する。）
- ・人と人の間隔は2m以上。または、間にアクリル板・透明ビニールカーテン等を設置。（利用者が準備する。）
- ・活動後、使用したコマ等については、利用者が消毒する。（消毒液は利用者が準備する。）

*対面しないまたは密着しないで行う場合は、「(1) 共通」に準じた方策を実施する。（例）対面しない位置で行う囲碁等、エア社交ダンス（ステップ練習等）、一人着付け … 等

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

（例）ハーモニカ、オカリナ、吹き矢 … 等

- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は2m以上。
- ・フェイスシールド着用。（利用者が準備する。）演奏時等以外はマスク着用。

- ・ 対面せず、一方向を向く。
- ・ 使用した辺りの床の清掃の徹底。(除菌シート等、利用者が準備し清掃する。)

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・ 2方向以上での15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は2m以上。(卓球はシングルスのみ)
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・ 人と人の間隔は原則2m少なくとも1m以上。
- ・ 調理前に石鹸を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・ マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・ 料理の持ち帰りは禁止。

イ 飲食

- ・ 飲食時は原則2m少なくとも1m以上間隔をとり、対面は不可。
2方向以上での15分毎の換気を行う。会話は控えるように協力依頼。飲食時以外はマスク着用。
- ・ 茶道では、マスク着用。(利用者が準備する。)
本人以外が器等触った部分を直接口につけたり、回し飲みしたりする場合は、飲食行為不可。(本人しか触らないなら可)
*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

- 入室(利用)人数の制限等

「(1) 共通」に記載のと通りの対策を行う。

○ 配席図の作成提出依頼

② 談話スペース等

○ マスク着用とし、人と人の間隔を原則 2 m 少なくとも 1 m 以上確保。(食事、大声、対面いずれも不可)

③ 図書室

○ 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。(但しマスクについては着用の徹底)
・入室者数の制限：フロア面積(書架等除く)から 1 人/4 m²で算出(職員除)
・短時間の利用促進：滞在時間 30 分以内の協力依頼。着席しての閲覧不可。

④ 児童館(室)

○ 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行う。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

○ 利用者数・使用時間の制限。
○ 大きな声の禁止。

3 準備・運用面

- 感染防止対策(使用後の消毒・換気)のため、使用時間終了 10 分前の退出(利用者が消毒を行う場合を除く)及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。(使用時間は片付け等に要する時間を含むものとする事から、使用後の消毒(職員で行う)もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。)
- 区分間(延長・繰上げ)の使用の制限(会議室等使用後の消毒時間確保等の理由から、延長及び繰上げ等、区分間の使用を不可とするもの。)
- WEB 予約停止(事前に感染防止対策について要説明)
- 一般貸館団体への対応: 予約を受ける際は、利用制限の内容を説明し、承諾を得たうえで、受け付ける。
- 月初日の貸館受付: 感染防止対策を踏まえて、原則、来館を不要とする方法(主に電話受付)とし、可能な館から実施していく。

4 感染減少期における制限緩和の取り扱いについて

本市域において、継続して感染者が確認されない(概ね 10 日以上)等、リスクレベルが下がり感染リスクの低下も顕著であるため、制限緩和に支障がないと判断される場合には、公民館長会議で協議(書面協議含)のうえ次に示すとおり制限を緩和して(本ガイドラインを読み替えて)取り扱う。

なお、制限緩和後、本市域において、新規感染者が増え、リスクレベルが上がり、

感染リスクの拡大も顕著であるため、利用制限を加えなければならないと判断される場合には、公民館長会議で協議（書面協議含）のうえ、制限緩和の取り扱い前の本ガイドラインに則って取り扱う。

また、施設の使用停止となり、その後再開となった場合は、まずは制限緩和の取り扱い前の本ガイドラインに則って取り扱うようにする。

○ 大声での歓声・声援等がない前提での対人距離・収容人数上限

（現行）人と人の間隔を原則 2 m 少なくとも 1 m 以上確保したうえで部屋の定員の 50%以内とする。（2（1）①イ）

（緩和）密が発生しない（最低限人と人が接触しない）程度の間隔を確保したうえで部屋の定員の 100%以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

※上記の（緩和）で読み替える部分以外は、「2 感染防止対策（2）活動（講座等）」の対策のまま。

○ 人と人が対面する場所での対人距離

（現行）人と人の間隔は 2 m 以上。（2（2）①（対面となる活動））飲食時は原則 2 m 少なくとも 1 m 以上間隔をとり対面不可。（2（2）⑤イ）人と人の間隔（2 m 以上）の十分な確保。（2（1）②）

（緩和）十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。（対策の範囲内で卓球ダブルスも可）

※上記の（緩和）で読み替える部分以外は、「2 感染防止対策（2）活動（講座等）」の対策のまま。

○ 大声での歓声・声援等が想定される場合や間隔が取れない活動、息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動、呼気が激しくなるような運動での対人距離

（現行）人と人の間隔は 2 m 以上。（2（2）①（間隔が取れない活動）②③④）

（緩和）人と人の間隔は原則 2 m 少なくとも 1 m 以上。

飲食時は原則 2 m 少なくとも 1 m 以上間隔をとり対面不可。

※上記の（緩和）で読み替える部分以外は、「2 感染防止対策（2）活動（講座等）」の対策のまま。

○ 厳しい制限での換気

（現行）2 方向以上での 15 分毎の換気を行う。（2（2）①②③④⑤）

（緩和）2 方向で 30 分をめぐりに定期的に換気を行う。

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

	令和2年5月21日
一部改訂	令和2年5月27日
一部改訂	令和2年7月10日
一部改訂	令和3年3月24日
一部改訂	令和3年12月8日
一部改訂	令和4年7月1日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、県のリスクレベルの引き下げや本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30㎡の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動舎）

イ 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人とが触れ合わない間隔を確保したうえで部屋の定員の100%以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数や在室（利用）時間の制限。
- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保を行う。(活動終了後は利用者で元の配置に戻す。)
- ・【不特定多数が参加するイベント等を開催する場合に限り(通常の講座・貸館の場合は不要)】健康チェックシート(連絡先含。必ず使用前に(代表等がまとめて)提出してもらう。一つでも該当する場合は利用できない。本シートは感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用される。)による、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握。(3週間保管。個人情報取り扱い注意)
- ・マスク又はフェイスシールド(息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合に限る。ただし、人と人の間隔を保つことが前提。)着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。(換気の際など、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。)但し、2歳未満及び身体的理由で着用ができない方はマスク不要。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・人と人が対面する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置(利用者が行う。)又は人と人の間隔(1m以上)の十分な確保。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭(せいしき)消毒を実施。(貸室については使用者自身、共有部分は公民館にて消毒。)
- ・ごみ箱等使用停止。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示。

(2) 活動(講座)等

マスク着用を原則(息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器の演奏や飲食などマスク着用が困難な場合はフェイスシールド着用(利用者が準備する)で可。演奏や飲食などの活動時以外はマスク着用)として、次の対策をとることを条件に認める。

なお、人と人との間隔は、「大声等なし」の場合は、制限なし。「大声等あり」の場合は、「最低1m、できるだけ2m」とする。※②~④が「大声等あり」に該当。

① 三つの密を避けられない(対面となる・間隔がとれない等)活動

(例) 囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・人と人の間隔は1m以上。または、間にアクリル板・透明ビニールカーテン等を設置。(利用者が準備する。)
- ・活動後、使用したコマ等については、利用者が消毒する。(消毒液は利用者が準備する。)

備する。)

*対面しないまたは密着しないで行う場合は、「(1) 共通」に準じた方策を実施する。(例) 対面しない位置で行う囲碁等、エア社交ダンス(ステップ練習等)、一人着付け…等

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

(例) ハーモニカ、オカリナ、吹き矢…等

- ・「2(1) 共通ア」同様の換気を行う。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・フェイスシールド着用。(利用者が準備する。)演奏時等以外はマスク着用。
- ・対面せず、一方向を向く。
- ・使用した辺りの床の清掃の徹底。(除菌シート等、利用者が準備し清掃する。)

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ…等

- ・2方向以上での15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球…等

- ・「2(1) 共通ア」同様の換気を行う。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・料理の持ち帰りは禁止。

イ 飲食

- ・飲食時、対面は不可。
2方向以上での15分毎の換気を行う。会話は控えるように協力依頼。飲食時以外はマスク着用。

- ・茶道では、マスク着用。(利用者が準備する)
本人以外が器等触った部分を直接口につけたり、回し飲みしたりする場合は、
飲食行為不可。
*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1) 共通」に準
じた方策を実施する。(例)作法のみ 等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

- 入室(利用)人数の制限等
「(1) 共通」に記載のと通りの対策を行う。

② 談話スペース等

- マスク着用とし、人と人が触れ合わない間隔を確保。近距離での会話を避けるようにする。(食事、大声、対面いずれも不可)

③ 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。(マスクについては協力依頼)
・短時間の利用促進：滞在時間30分以内の協力依頼。

④ 児童館(室)

- 子ども支援課の対応に準じ感染防止対応を行う。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

- 大きな声の禁止。

3 準備・運用面

- 感染防止対策(使用後の消毒・換気)のため、使用時間内での利用者自身による消毒、使用時間終了前の退出及び鍵返却及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。(使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、消毒もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。)
- WEB予約停止(事前に感染防止対策について要説明)
- 一般貸館団体への対応：予約を受ける際は、利用制限の内容を説明し、承諾を得たうえで、受け付ける。
- 月初日の貸館受付：感染防止対策を踏まえて、原則、来館を不要とする方法(主に電話受付)とし、可能な館から実施していく。

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

	令和2年5月21日
一部改訂	令和2年5月27日
一部改訂	令和2年7月10日
一部改訂	令和3年3月24日
一部改訂	令和3年12月8日
一部改訂	令和4年7月1日
一部改訂	令和4年11月1日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、県のリスクレベルの引き下げや本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30㎡の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動舎）

イ 密集場所を避ける

- ・できるだけ対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人とが触れ合わない間隔を確保したうえで部屋の定員の100%以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保を行う。(活動終了後は利用者で元の配置に戻す。)
- ・不特定多数が参加するイベント等を開催する場合に限り、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある方の入場制限及び利用者の把握のために健康チェックシートを提出してもらう。
 - *連絡先含。必ず使用前に代表者がまとめて提出。一つでも該当する場合は、利用不可。
 - *感染の疑いが生じた場合の連絡のみに使用。
 - *3週間保管。個人情報取り扱い注意。
- ・マスク着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。(換気の際など、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。)但し、2歳未満及び身体的理由で着用ができない方はマスク不要。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等の清拭(せいしき)消毒を実施。(貸室については使用者自身、共有部分は公民館にて消毒。)
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示。

(2) 活動(講座)等

マスク着用を原則として、次の対策をとることを条件に認める。

なお、人と人との間隔は、「大声等なし」の場合は、制限なし。「大声等あり」の場合は、「最低1m、できるだけ2m」とする。※②～④が「大声等あり」に該当。

① 三つの密を避けられない(対面となる・間隔がとれない等)活動

(例) 囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け…等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・会話は必要最低限に留める。
- ・活動後、使用した道具等については、利用者が消毒する。(消毒液は利用者が準備する。)

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

(例) ハーモニカ、オカリナ、吹き矢…等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。

- ・演奏時等以外はマスク着用。
- ・対面せず、一方向を向く。
- ・使用した辺りの床の清掃の徹底。(除菌シート等、利用者が準備し清掃する。)

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・声を出さないことを前提に、マスクを外すことも可能。但し、活動(演技・競技)中以外はマスク着用。
- ・できるだけ対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)

イ 飲食

- ・飲食時、対面は不可。
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気を行う。
- ・会話は控えるように協力依頼。飲食時以外はマスク着用。(利用者が準備する。)
- ・茶道では、提供者がビニル手袋を着用し、回し飲みをしない場合は、飲食可能とする。

*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

- 入室(利用)人数の制限等

「(1) 共通」に記載のと通りの対策を行う。

② 談話スペース等

- マスク着用とし、人と人が触れ合わない間隔を確保。近距離での会話を避けるようにする。(食事、大声いずれも不可)

③ 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。(マスクについては協力依頼)
 - ・短時間の利用促進：滞在時間 30 分以内の協力依頼。

④ 児童館(室)

- 子ども支援課(健康福祉局子ども未来部)の対応に準じ感染防止対応を行う。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

- 人と人の間隔(めやす 2m)を保つことができればマスク不要。大きな声は出さない。

3 準備・運用面

- 感染防止対策(使用後の消毒・換気)のため、使用時間内での利用者自身による消毒、使用時間終了前の退出及び鍵返却及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。(使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、消毒もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。)
- WEB予約停止(事前に感染防止対策について要説明)
- 一般貸館団体への対応:予約を受ける際は、利用制限の内容を説明し、承諾を得たうえで、受け付ける。

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

制定	令和2年	5月21日
改訂	令和2年	5月27日
	令和2年	7月10日
	令和3年	3月24日
	令和3年	12月8日
	令和4年	7月1日
	令和4年	11月1日
	令和5年	2月20日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、県のリスクレベルの引き下げや本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30 m³の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・できるだけ対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人とが触れ合わない間隔を確保したうえで部屋の定員の100%以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保を行う。(活動終了後は利用者で元の配置に戻す。)
- ・マスク着用、細めな手洗いや手指消毒の徹底。(換気の際など、必要に応じてマスクを外して給水するなどの熱中症対策を行う。)但し、2歳未満及び身体的理由で着用ができない方はマスク不要。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示。

(2) 活動(講座)等

マスク着用を原則として、次の対策をとることを条件に認める。

なお、人と人との間隔は、「大声等なし」の場合は、制限なし。「大声等あり」の場合は、「最低1m、できるだけ2m」とする。※②～④が「大声等あり」に該当。

① 三つの密を避けられない(対面となる・間隔がとれない等)活動

(例) 囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・会話は必要最低限に留める。
- ・活動後、使用した道具等については、利用者が消毒する。(消毒液は利用者が準備する。)

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

(例) ハーモニカ、オカリナ、吹き矢 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・演奏時等以外はマスク着用。
- ・対面せず、一方向を向く。
- ・使用した辺りの床の清掃の徹底。(除菌シート等、利用者が準備し清掃する。)

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。

- ・マスク着用。(利用者が準備する。)
- ・マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)
- ・対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・声を出さないことを前提に、マスクを外すことも可能。但し、活動(演技・競技)中以外はマスク着用。
- ・対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・マスク着用。(利用者が準備する。)

イ 飲食

- ・飲食時、対面は不可。
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気を行う。
- ・会話は控えるように協力依頼。飲食時以外はマスク着用。(利用者が準備する。)
- ・茶道では、提供者がビニル手袋を着用し、回し飲みをしない場合は、飲食可能とする。

*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

○ 入室(利用)人数の制限等

「(1)共通」に記載のと通りの対策を行う。

② 談話スペース等

- マスク着用とし、人と人とが触れ合わない間隔を確保。近距離での会話を避けるようにする。(食事、大声いずれも不可)

③ 図書室

- 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。(マスクについては協力依頼)

・短時間の利用促進：滞在時間 30 分以内の協力依頼。

④ 児童館（室）

○ 子ども支援課（健康福祉局子ども未来部）の対応に準じ感染防止対応を行う。

⑤ テニスコートなどの屋外施設

○ 人と人の間隔（めやす 2m）を保つことができればマスク不要。大きな声は出さない。

3 準備・運用面

○ 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間内での利用者自身による消毒、使用時間終了前の退出及び鍵返却及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。（使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、消毒もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。）

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン

制定	令和2年	5月21日
改訂	令和2年	5月27日
	令和2年	7月10日
	令和3年	3月24日
	令和3年	12月8日
	令和4年	7月1日
	令和4年	11月1日
	令和5年	2月20日
	令和5年	3月13日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、県のリスクレベルの引き下げや本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30㎡の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・できるだけ対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人とが触れ合わない間隔を確保したうえで部屋の定員の100%以内とする。ただし近距離での会話を避けるようにする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保を行う。(活動終了後は利用者で元の配置に戻す。)
- ・細めな手洗いや手指消毒の徹底。
- ・マスク着用は、個人の判断に委ねる。本人の意思に反してマスク着脱を強いることがないようにする。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示。

(2) 活動(講座)等

次の対策をとることを条件に認める。

なお、人と人との間隔は、「大声等なし」の場合は、制限なし。「大声等あり」の場合は、「最低1m、できるだけ2m」とする。※②～④が「大声等あり」に該当。

① 三つの密を避けられない(対面となる・間隔がとれない等)活動

(例) 囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・会話は必要最低限に留める。
- ・活動後、使用した道具等については、利用者が消毒する。(消毒液は利用者が準備する。)

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

(例) ハーモニカ、オカリナ、吹き矢 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・対面せず、一方向を向く。

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシールドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。)

- ・対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・調理前に石鹼を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- ＊但し、衛生管理の観点から、マスク着用を励行する。

イ 飲食

- ・飲食時、対面は不可。
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気を行う。
- ・会話は控えるように協力依頼。
- ・茶道では、回し飲みをしない場合は、飲食可能とする。
＊本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ 等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

○ 入室(利用)人数の制限等

「(1)共通」に記載のと通りの対策を行う。

② 談話スペース等

- 人と人とが触れ合わない間隔を確保。近距離での会話を避けるようにする。(食事、大声いずれも不可)

③ 図書室

○ 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。

- ・短時間の利用促進：滞在時間30分以内の協力依頼。

④ 児童館(室)

- 子ども支援課(健康福祉局子ども未来部)の対応に準じ感染防止対応を行う。

3 準備・運用面

- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間内での利用者自身による消毒、使用時間終了前の退出及び鍵返却及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。（使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、消毒もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。）

熊本市公設公民館における感染拡大予防ガイドライン（令和5年5月8日廃止）

制定	令和2年	5月21日
改訂	令和2年	5月27日
	令和2年	7月10日
	令和3年	3月24日
	令和3年	12月8日
	令和4年	7月1日
	令和4年	11月1日
	令和5年	2月20日
	令和5年	3月13日
廃止	令和5年	5月8日

1 基本方針

- ・来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。
- ・本ガイドラインは、各館統一した対応を行うため、国及び県の定める基準（全公連のガイドライン（業種別ガイドライン）等）及び政策企画課作成感染症防止対策チェックリスト等を踏まえたうえで示したものである。
- ・今後、県のリスクレベルの引き下げや本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- ・上記の考え方をもとに各館の事情に応じて、本ガイドラインへ追記（緩めるものではない）することは可能である。

2 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で定期的に（参考：〈厚生労働省推奨〉機械換気（一人あたり毎時30㎡の確保）または窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓全開）、〈市役所庁舎〉機械換気と自然換気（窓の開放）併用…1時間に1回程度）換気を行う。（冷暖房使用時含む）
- ・換気ができない部屋を使用しない。（換気ができない状態になる活動含）

イ 密集場所を避ける

- ・できるだけ対面ではなく横並び等で座る。
- ・人と人とが触れ合わない間隔を確保したうえで部屋の定員の100%以内と

する。ただし近距離での会話を避けるようにする。

ウ 密接場面を避ける

- ・入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・利用者が机、いす等を移動させ、活動内容に応じた間隔の確保を行う。(活動終了後は利用者で元の配置に戻す。)
- ・細めな手洗いや手指消毒の徹底。
- ・マスク着用は、個人の判断に委ねる。本人の意思に反してマスク着脱を強いることがないようにする。
- ・施設出入口等に消毒液の設置。
- ・各館作成の感染防止対策や国が作成したポスター等の掲示。

(2) 活動(講座)等

次の対策をとることを条件に認める。

なお、人と人との間隔は、「大声等なし」の場合は、制限なし。「大声等あり」の場合は、「最低1m、できるだけ2m」とする。※②～④が「大声等あり」に該当。

① 三つの密を避けられない(対面となる・間隔がとれない等)活動

(例) 囲碁、将棋、ボードゲーム、麻雀、社交ダンス、着付け … 等

- ・活動前に必ず石鹸を用いた手洗い及び活動中の適宜手指消毒の徹底。(消毒液は利用者が準備する。)
- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・会話は必要最低限に留める。
- ・活動後、使用した道具等については、利用者が消毒する。(消毒液は利用者が準備する。)

② 息を吸ったり吐いたりすることで音を出す楽器等を使用する活動

(例) ハーモニカ、オカリナ、吹き矢 … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・対面せず、一方向を向く。

③ 大きな声を出す活動や歌う活動

(例) 詩吟、合唱、カラオケ … 等

- ・2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・人と人との間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・マイクを使用する場合は、マイクにカバーやシールドを使用する。(マイクシー

- ルドについては区予算で購入する場合は館で準備。それ以外は利用者で準備。）
- ・ 対面せず、一方向を向く。

④ 呼気が激しくなるような運動について

(例) ダンス、体操、卓球 … 等

- ・ 2方向以上での概ね15分毎の換気。
- ・ 人と人の間隔は最低1m、できるだけ2m。
- ・ 対面せず、一方向を向く。(卓球を除く)

⑤ 飲食を伴う活動

ア 調理

- ・ 調理前に石鹸を用いた手洗いの徹底。調理中、顔などを触った場合や共用のものに触れたときなど適宜手指消毒を行う。(消毒液は利用者が準備する。)
- *但し、衛生管理の観点から、マスク着用を励行する。

イ 飲食

- ・ 飲食時、対面は不可。
- ・ 2方向以上での概ね15分毎の換気を行う。
- ・ 会話は控えるように協力依頼。
- ・ 茶道では、回し飲みをしない場合は、飲食可能とする。
*本来の活動ではない(器等の受け渡しを行わない)場合は「(1)共通」に準じた方策を実施する。(例)作法のみ 等

(3) 施設管理

① 会議室・調理室等

○ 入室(利用)人数の制限等

「(1)共通」に記載のと通りの対策を行う。

② 談話スペース等

- 人と人との触れ合わない間隔を確保。近距離での会話を避けるようにする。(食事、大声いずれも不可)

③ 図書室

○ 図書館本館の主な対応に準じ次の対応を行う。

- ・ 短時間の利用促進：滞在時間30分以内の協力依頼。

④ 児童館(室)

- 子ども支援課(健康福祉局子ども未来部)の対応に準じ感染防止対応を行う。

3 準備・運用面

- 感染防止対策（使用後の消毒・換気）のため、使用時間内での利用者自身による消毒、使用時間終了前の退出及び鍵返却及び条例どおりの冷暖房設備使用料について承諾を得る。（使用時間は片付け等に要する時間を含むものとすることから、消毒もそれに該当するというもの。また、定期的な換気のため、効きめが下がったとしても、冷暖房設備使用であれば使用料が発生するもの。）